

平成26年3月19日
教育委員会室

秋田市教育委員会
平成26年3月定例会
(案 件)

付議案件

- | | | |
|-------|---------------------------------|-----|
| 議案第5号 | 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件… | 1 |
| 議案第6号 | 秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する件 | … 5 |
| 議案第7号 | 秋田市指定文化財の指定に関する件 | … 6 |

議案第 5 号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 19日 提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

中学校の各教科、道徳、特別活動および
総合的な学習の時間の年間標準時数

教科等		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
		年間時間数	年間時間数	年間時間数
教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	175
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35

	外国語	175	175	140
道徳		35	35	35
特別活動		35	35	35
表現		30	30	30
総合的な学習の時間		55	75	75
年間総授業時数		1,085	1,085	1,085

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

別表第2（第6条関係）

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準 単位数	1年	2年	3年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4			2～3	
	現代文B	4		2～3		
	古典	4			2～3	
	古典B	4		3		
	国語表現Ⅱ	2			②	
地理歴史	世界史A	2			②	
	世界史B	4		④	③～④	
	日本史A	2			②	
	日本史B	4		④	③～④	

	地理A	2			②	
	地理B	4		④	③～④	
公民	現代社会	2	2		②	
数学	数学Ⅰ	3	3			
	数学Ⅱ	4	1	4	③	
	数学Ⅲ	5			⑤	
	数学A	2	2			
	数学B	2		2	②	
理科	物理基礎	2		③		
	物理	4			④	
	化学基礎	2	2	③	②	
	化学	4			④	
	生物基礎	2		③		
	生物	4			④	
	地学基礎	2	2			
	学校設定科目（化学演習）	2			②	
保健体育	体育	7～8	3	2	2	
	保健	2	1	1		
芸術	音楽Ⅰ	2	①	①		
	音楽Ⅱ	2			②	
	美術Ⅰ	2	①	①		
	美術Ⅱ	2			②	
	書道Ⅰ	2	①	①		
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	4			
	英語Ⅱ	4			③	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4		4		
	リーディング	4			4	
	ライティング	4			2	
	英語表現Ⅰ	2	2			
	英語表現Ⅱ	4		2～3		

家庭	家庭基礎	2	2			
	学校設定科目（一般家庭）	2			②	
情報	社会と情報	2	1			
	学校設定科目（情報処理探求）	3			③	
学校設定教科（表現）			1	1		
総合的な学習の時間（郷土学・自分探求）			1	1～2	3	
ホームルーム活動			1	1	1	
単位数総計			34	34	34	

備考 ○は選択科目とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

御所野学院中学校および高等学校で編成する教育課程の基準を改めるため、改正しようとするものである。

議案第 6 号

秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する件

秋田市社会教育委員の会議規則の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 19日 提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

秋田市社会教育委員の会議規則（昭和34年秋田市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和34年」を「昭和34年秋田市」に、「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

秋田市社会教育委員に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備するため、改正するものである。

議案第7号

秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

平成26年3月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 （古文書）	旧下淀川村 武藤助左衛門 家伝来文書	168点	秋田市東通一丁目 2番13号	佐良土 惇
有形文化財 （考古資料）	秋田城跡出土 非鉄製小札甲	一括	秋田市山王一丁目 1番1号	秋田市 秋田市長 穂積 志

提案理由

秋田市指定文化財に指定するため、教育委員会の議決を求めようとするものである。